

始良市農業委員会総会議事録（10月）

1. 開催日時 平成29年10月31日（火） 午後1時30分～3時45分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市藪 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（11人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 5番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7号 非農地証明願について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（売渡希望）について
11. 議案第 9 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	<p>始良市農業委員会総会議事録（平成29年10月） （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成29年度第7回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、15番委員、16番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p> <p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把</p>

		<p>握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願ひいたします。</p>
		<p>————— 議案第1号 —————</p>
議 長		<p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>1番から4番について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は10月31日、契約の始期は11月1日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、3年間で3件、10年間で1件で、合計4件となっております。面積につきましては、合計4,712㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページでございますので、ご確認頂きたいと思ひます。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長		<p>それでは、1番から4番までについて質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から4番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委 員	[賛成多数]
議 長		<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から4番までについては原案のとおり決定いたしました。</p>
		<p>————— 議案第2号 —————</p>
議 長		<p>次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p>

	<p>1番から8番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、3ページから5ページでございます。今月の申請件数につきましては、8件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから8ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、蒲生町上久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町上久徳字堂平〇〇番〇畑 106㎡です。以上で1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年10月15日譲受人宅と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。畑はきちんと耕作されていきました。農機具等も揃っていました。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人、加治木町小山田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇畑、字上中原〇〇番〇畑の計2筆、合計面積9,424㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>8番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年10月18日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地はお茶畑できれいに管理されておりました。譲受人の労働力、機械等ですが、お茶の生産農家でありました父親が昭和55年に亡くなった後、譲受人〇〇さんが後継者としてお茶の生産、加工を引き継ぎ現在に至っているとのこと。親子の贈与です。今までに機械の更新や製茶工場の整備拡大を図って、生産販売を現在されておられます。なんら問題はないと考えまます。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、</p>

議 長	許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
事務局	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、船津在住の〇〇。譲渡人、船津在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、船津字二俣〇〇番〇 畑、字二俣〇〇番田、字外園〇〇番〇 田 の計3筆、合計面積3, 4 4 3 m²です。以上で3番の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年10月20日に事務局の方とともに譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。田は問題なく作られており、場所もいいです。畑の2箇所がちょっと山手なので、鳥獣害対策が大変そうでありましたが、きれいに管理されており、機械も揃っておりましたので、特に問題ないと思います。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	次の4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、4番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、永瀬在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、永瀬字宮原〇〇番〇 田、字宮原〇〇番〇 田、字宮原〇〇番〇 田 の計3筆、合計面積1, 7 2 1 m²です。以上で4番の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明の4番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年10月17日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲渡人は、実の弟で昭和42年から耕作しているということでした。トラクター等一通り農機具は揃っておりました。高齢ですが、非常に元気な方で、私より若いのではないかと思われるような方でした。現地の方も刈取り後でしたが、管理がしっかりされており、何ら差し支えないと思われます。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、5番につきましてご説明いたします。 譲受人、大山在住の〇〇。譲渡人、霧島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、大山字六反田〇〇番〇 畑 492㎡です。以上で5番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の5番に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年10月15日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人にどうしてもこの畑を買ってくださいということで売買をされるそうです。譲受人の労働力及び機械については、現在8町くらい作っていて、機械も全部揃っています。息子さんが警察官をされていて、あと一年半くらいしたら、親元の敷地に家を建てて、少しでも手伝うということをおっしゃっていました。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきましてご説明いたします。 譲受人、豊留在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字室田川原〇〇番〇 畑 74㎡です。以上で6番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の6番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年10月17日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力も十分あり、機械等も揃っておりました。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきましてご説明いたします。 譲受人、蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人、神奈川県相模原市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字上水流〇〇番〇 畑 302㎡です。以上で7番の説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の7番に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年10月20日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。有償による所有権移転です。譲受人は認定農業者で、労働力は本人と妻の2人です。経営規模は、所有地と借地を合わせて6,483㎡です。これは、水稻です。申請地は果樹園にしたいということでした。農機具の保有台数は、トラクター1台、乗用田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1機、刈払機2台、軽トラック1台を確認しました。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、8番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、霧島市在住の〇〇。譲渡人、蒲生町下久徳在住〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字岩迫〇〇番 田、字岩迫〇〇番 田、字岩迫〇〇番 田、字岩迫〇〇番 畑、字柳元〇〇番〇 畑、字柿内前〇〇番 畑、字上水流〇〇番〇 田、字上水流〇〇番〇 田、字上水流〇〇番〇 田 の計9筆、合計面積7,450㎡です。以上で8番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の8番に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年10月16日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲渡人と譲受人は親子です。贈与による所有権移転です。申請地の田は水稻、畑は野菜及び果樹です。全てよく管理されております。譲受人は兼業農家で、労働力は本人と夫の2人です。譲渡人宅は、実家ですが、ここを拠点として営農を計画されています。農機具の保有台数として、管理機1台、刈払機3台、ハーベスター1台です。大型機械に関しては、下久徳在住の〇〇さんに応援をもらえるとのことでした。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から8番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番について原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p> <p>1番からご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字狐塚〇〇番〇 畑252㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、通路です。申請理由は、隣地に集落の公民館がありますが、解体して新築するため、その通路に使用するためです。申請地を転用して、地目変更登記をしたいということで申請されました。転用済みのため資金は不要。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、山野公民館から西に約30mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、現状のまま使用するため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>です。</p> <p>次の2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、北山在住の〇〇。土地の所在は、北山字石原田〇〇番〇 田 2, 7 7 7 m²、字石原田〇〇番 田 7 6 2 m²、合計2筆の3, 5 3 9 m²です。農地区分は、農地の広がり1 0 ha 未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林です。申請理由は、申請地は山間部の棚田で耕作不便であり、またイノシシ等による農作物の被害もあるため、杉を植え山林としたいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、1 5 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 5 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、北山下地区公民館から東に約3 0 0 mの位置です。被害防除の現況は、東が山、西が山、南が山、北が道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番は、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>

議案第4号	
議 長	<p>つぎに、日程第6、議案第4号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>変更前の申請人が、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、船津字一町畠〇〇番 畑 687㎡です。当初の許可は、平成29年5月10日付けの5条許可で、転用目的は建売住宅でした。変更後の申請人は、船津在住の〇〇。土地の所在は、船津字一町畠〇〇番 畑 687㎡の内333㎡です。転用目的は倉庫と資材置場です。理由は、事業継承人は、近年市内近郊の建築工事が増え、業務の資材が増えたため、申請地687㎡の内333㎡を購入し、倉庫及び資材置場に利用する。残りの354㎡は当初計画者が建売住宅を建築するためです。議案第5号2番と関連があります。変更後の申請人は、申請地の南側に自宅があり、自宅前に倉庫及び資材置場として利用したいということです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して2番委員に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、船津公園から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が許可地、南が宅地、北が宅地です。隣接農地との日照確保として高さ4mの制限を設けます。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号農地転用事業計画変更申請の1番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第4号農地転用事業計画変更申請についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
		————— 議案第5号 —————
議長		次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から17番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 譲受人、埼玉県さいたま市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、神奈川県三浦市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字上八日町〇〇番〇田 293㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、住宅地であり、需要があるので宅地分譲（1区画）したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。以上です。
議長		ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	1番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、八日町公民館から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明あり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長		次の2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	2番についてご説明申し上げます。 譲受人、船津在住の〇〇。譲渡人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、船津字一町畠〇〇番 畑 687の内333㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、倉庫と資材置場1棟の建築面積が39.74㎡です。申

<p>議 長</p>	<p>請理由は、申請地隣地の北側で建築業を営んでおり、業務拡張を考慮して、申請地に倉庫と資材置場を建設するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。議案第4号1番と関連があります。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>本案件については、議案第4号1番で、2番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市在住の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、福岡県糸島市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上松原〇〇番〇 田 8 2 4 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地に宅地分譲（3区画）を造成し、その販売を行い地域の住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が水路、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、永池町在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字桑原〇〇番〇 田 2 4 2 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積が91.08m²です。申請理由は、現在借家住まいで手狭になったため、申請地の譲渡を受けて自己住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。譲受人と譲渡人は親子関係です。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県警察学校から南に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が私道、北が私道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、なし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。貸人、奈良県橿原市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町米丸字四月田〇〇番 田 1,205㎡です。権利内容は賃借権です。農地区分は、農用地区域内農地で、一時転用です。土地改良事業の施行があり、農地の広がりには10ha未満です。</p> <p>転用目的は、現場事務所と資材置場5棟の建築面積82.5㎡です。申請理由は、パイプライン工場の現場事務所を設置する場所が他にないためです。今年度より蒲生米丸地区でパイプライン工事が始まりますが、その現場事務所及び資材置場です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は一時転用のため不要です。被害防除計画書の添付があります。一時転用ですので、平成30年3月31日までに原状復旧です。農用地区域内農地ですが、一時転用で期間も短いため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取は必要ない案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>11番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、農用地区域農地であるが、一時転用に該当するため問題なし。申請地の位置は、米丸簡易郵便局から北に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が農道、西が水路、南が田、北が農道です。申請実現の確実性は、工事を落札したため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6番についてご説明申し上げます。</p>

	<p>譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇、他1名。土地の所在は、加治木町反土字田中〇〇番〇田 952㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、当地を宅地分譲の計画に至るためです。生産区画数は、宅地4区画、道路1区画、ゴミ置場1箇所です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。隣接地〇〇番〇 宅地 386.23㎡と一体利用し、全事業面積は1,338.23㎡です。現在、市の土地利用協議の申請中です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、椋鳩十文学記念館から南に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、松原町二丁目在住の〇〇。譲渡人、いちき串木野市在住の〇〇。土地の所在は、松原二丁目〇〇番〇 畑 297㎡、〇〇番〇 畑 41㎡、合計2筆の338㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、職員用普通車12台分の駐車スペース及び車の転回スペースが必要なためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>8番についてご説明申し上げます。 借人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。貸人、蒲生町米丸在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町米丸字新田〇〇番〇 田 954㎡です。権利内容は賃借権です。農地区分は、農用地区域内農地で、一時転用です。土地改良事業の施行があり、農地の広がりには10ha以上です。 転用目的は、現場事務所と資材置場2棟の建築面積40㎡です。申請理由は、県営中山間地域所得向上支援事業米丸地区操28-1工区（パイプライン工事）施工のためです。5番と理由は一緒です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は一時転用のため不要です。被害防除計画書の添付があります。一時転用ですので、平成30年3月31日までに原状復旧です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>11番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当するため問題なし。申請地の位置は、米丸簡易郵便局から南に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が田、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性は、工事を落札したため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>9番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字下牟田〇〇番 田 336㎡、同字〇〇番 田 784㎡、合計2筆の1,120㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は共同住宅1棟の建築面積247.32㎡です。申請理由は、申請地に賃貸用の共同住宅を建築し、事業の安定を図るためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から北東に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 10番についてご説明申し上げます。 譲受人、西宮島町在住の〇〇。譲渡人、大阪市在住の〇〇。土地の所在は、西宮島町〇〇番〇 畑 231㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅1棟の建築面積94.81㎡です。申請理由は、現在借家住まいのため、申請地を取得し、一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の11番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 次に11番についてご説明申し上げます。 譲受人、東餅田在住の〇〇。譲渡人、松原町二丁目在住の〇〇。土地の所在は、松原町二丁目〇〇番〇 畑 320㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積92㎡です。申請理由は、現在の借家が古くなり、今回、今と同じ小学校区の申請地に自己の住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、福岡県福津市在住の〇〇。貸人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑 886の内265㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積73.24㎡です。申請理由は、現在借家住まいであるが、申請地を使用貸借にて自己用住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から東に約6mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の13番に入る前に休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p> <p>時間になりましたので、議事を再開したいと思います。</p> <p>次の13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>13番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿屋市在住の〇〇。譲渡人は2名で、山口県防府市在住の〇</p>

	<p>○。土地の所在は、蒲生町漆字松迫〇〇番 畑 79㎡です。譲渡人、日置市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町漆字松迫〇〇番〇 畑 173㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、倉庫と資材置場1棟の33.05㎡です。申請理由は、譲受人は陶芸をされています。申請地〇〇番は同時に購入する家屋に隣接しており、陶器製作用の資材置場として便利である。また、申請地〇〇番〇には既存の農業用倉庫があり、製作した陶器作品や機材を保管するのに便利であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番 宅地 281.08㎡と〇〇番〇 宅地 208.14㎡と一体利用し、全事業面積は741.22㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>12番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、漆簡易郵便局から西に約5mの位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が宅地、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>14番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字六ヶ所前〇〇番〇 畑 361㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。申請理由は、現在、申請地近くで病院を開業しておりますが、職員駐車場が不足しているので職員駐車場として病院に無償貸与するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県警察学校から南に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が宅地、南が畑、北が市</p>

議 長	<p>道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>15番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、平松在住の〇〇、他1名。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字中原〇〇番〇 畑 257㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の48.08㎡です。申請理由は、住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富公民館から南に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が市道、南が宅地、北が墓地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の16番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>16番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、宮島町在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字岩根川畑〇〇番〇 畑 179㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地に宅地造成（1区画）するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>1番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐中学校から北に約10mの位</p>

議 長	置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が川です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	<p>次の17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>17番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、蒲生町白男在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町白男字唐船川原〇〇番 田 30㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、申請地東側は4月に駐車場として農地転用許可をいただいたが、今回申請地を追加して拡張したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。5条許可済の隣接地 〇〇番 雑種地 914㎡と一体利用し、全事業面積は944㎡です。既存施設、既存の許可地が914㎡ございまして、申請地が30㎡ですので、既存施設の二分の一以内で既存施設の拡張に該当します。第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である既存施設拡張に該当するため問題なし。申請地の位置は、岩戸橋から北に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が5条許可地、西が水路、南が水路、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から17番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>委員 [質疑・意見なし]</p>

議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から17番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から17番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p> <p>次に、日程第8、議案第6号農地の利用目的変更願について議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号農地の利用目的変更願についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、加治木町反土在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、加治木町木田字ユル木堂〇〇番〇 田 2, 594㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は、田及び一部通路です。申請理由は、以前、2, 594㎡の内1a程を農業委員会の承認を得て畑として利用し、緑竹を栽培していたが枯れたため、復田して利用したい。また、今年まで稲刈りをバインダーで掛け干しされていましたが、来年からはコンバイン等を頼みたいということで、コンバイン等が通れるように、通路を拡幅したいためです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、木田土地改良区から北に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が田と道路、南が里道と田、北が田です。申請実現の確実性は、田に変換するのは1a程度で、通路も10mぐらいなので確実であります。条件及び特記事項は、現在も米作りをしており、通路は建設会社に頼んでいる。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番について</p>

		質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。議案第6号農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第7号 —————
議 長		次に、日程第9、議案第7号非農地証明願について議題に供します。1番から2番について説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号非農地証明願についてご説明申し上げます。1番についてご説明申し上げます。申請人は加治木町木田在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、加治木町木田字九反畑〇〇番〇 畑 19㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は平成4年9月です。現況は通路です。申請理由は、平成4年9月、九反畑〇〇番に住宅ができて宅地へ通路として使用していたためです。以上です。
議 長		ただ今の説明に関連して、6番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、南九州病院から南に約50mの位置です。現況は、申請のとおり通路となつてから、約25年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が5条許可地、西が通路、南が市道、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、通路になつてから25年程度たっているため、やむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては承認意見であります。以上です。
議 長		次の2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	2番についてご説明申し上げます。

<p>議 長</p>	<p>申請人は平松在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、平松字〇〇番〇 畑 230㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和44年です。現況は宅地です。申請理由は、昭和44年より宅地となったためです。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連して、17番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、城下公民館から南東に約150mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約48年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となつてから48年たつており、農地復元が困難なことからやむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては承認意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第7号非農地証明願について、1番から2番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第7号非農地証明願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第7号非農地証明願についての1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第10、議案第8号農地あっせん申出（売渡希望）について議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第8号農地あっせん申出（売渡希望）についてご説明いたします。総会資料は、15ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、81ページになりますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。</p>

議 長	<p>土地の所在が、下名字中川原〇〇番 田 838㎡及び〇〇番 田 988㎡です。申請人は、下名在住の〇〇。譲渡希望価格は、10a当たり〇〇円となっています。</p> <p>以上、議案第8号の説明を終わります。</p> <p>これより、議案第8号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第8号農地あっせん申出（売渡希望）についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、農地あっせん申出（売渡希望）についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
	<p>委 員 「意見なし」</p>
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第8号農地あっせん申出（売渡希望）についての1番については、13番委員、19番委員、4番推進委員をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p>
	<p>委 員 「はい」</p>
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第9号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第11、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>1番から31番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明します。資料は、16ページから19ページですので、審議の参考にしてください。</p>

本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画（貸借）の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程いたします。

なお、総会資料19ページの27番から28番が5番委員、29番から31番が3番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の16ページをご覧ください。利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、18ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください。

利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博昭です。募集期は、平成29年IV期です。利用権設定開始日は、平成29年12月1日からとなります。今回の募集期は、本年の8月1日から8月31日までの期間に公募を行い、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生します。

今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で31筆、農地面積は33,765㎡です。設定する期間は、5年が2筆、10年が29筆となります。

資料の17ページをご覧ください。借換区分別の集計と集積率についてご説明します。

今回の設定する地域は、加治木町小山田地区、蒲生町の上久徳地区、北地区、白男地区です。

まず、加治木町小山田地区につきましては、全体で21筆の面積21,650㎡です。借換区分は、新規が2筆の面積942㎡、A to A、いわゆる本人が機構に貸し出して本人が借り入れするパターンが4筆の5,487㎡、機構に貸し出す前と後の耕作者が同一のものである載せ換えが15筆の15,221㎡です。

次に蒲生町上久徳地区につきましては、全体で2筆の面積が2,285㎡です。借換区分は載せ換えのみとなっております。

続きまして蒲生町北地区につきましては、全体で3筆の面積3,517㎡です。借換区分は、新規が1筆の784㎡、A to Aが2筆の2,783㎡です。

次に蒲生町白男地区につきましては、全体で5筆の面積6,313㎡です。借換区分は、新規が2筆の1,298㎡、A to Aが2筆の4,284㎡、載せ換えが1筆の731㎡です。

集積率をご覧ください。今年度始良市が候補地区に指定し、重点的に事業推進を行っている地区が、加治木町小山田地区、蒲生町北地区及び白男地区です。

今回の集積率は、加治木町小山田地区は、区域面積630,072㎡に対して申請面積が21,650㎡、集積率は3.44パーセントとなっております。蒲生町北地区は、区域面積352,843㎡に対して申

	<p>請面積が3, 517㎡、集積率は1パーセントとなっております。蒲生町白男地区は、区域面積302, 733㎡に対して申請面積が6, 313㎡、集積率は2.09パーセントとなっております。</p> <p>なお、上久徳地区については、個別申請となっておりますので、集積率には記載しておりません。ご了承ください。</p> <p>以上で、議案第9号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から26番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から26番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から26番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第9号27番から28番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>27番から28番の関係者、5番委員の退席をお願いします。</p>
	<p>委 員 (5番委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、27番から28番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第9号27番から28番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号27番から28番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>5番委員は着席してください。</p>

<p>議 長</p>	<p>委 員 (5番委員着席)</p> <p>続いて、議案第9号29番から31番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>29番から31番の関係者、3番委員の退席をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 (3番委員退席)</p> <p>それでは、29番から31番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。議案第9号29番から31番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第9号29番から31番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>3番委員は着席してください。</p>
<p>議 長</p>	<p>委 員 (3番委員着席)</p> <p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p> <p>次に、日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>まず、事務局からの報告をお願いします。</p> <p>事務局 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>19番につきましては、売渡としての申請から5年以上経過しておりましたので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。20番につきましても、同様に通知を出しており、期間満了で終了となります。以上で報告を終わります。</p> <p>議 長 あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p> <p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>

農用地利用集積計画合意解約	
議 長	次に、日程第13、農用地利用集積計画の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画の合意解約報告をいたします。10月は、5件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、別紙、合意解約（10月分）をのちほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
その他	
議 長	<p>それでは日程14、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p> <p>12番委員。</p>
委 員	<p>12番委員です。和解の仲介の結果報告をいたします。去る8月の定例総会の議案第9号で本市農業委員会で受理することといたしました和解の仲介の申立について、10月5日に第1回目の和解の仲介を行いましたので、その経過と今後の予定について、仲介委員の私からご報告いたします。</p> <p>10月5日に、申立人である 故) ○○氏の相続人代表の○○氏と被申立人○○氏、仲介委員の私と8番委員、参加人の6番推進委員、事務局3名で和解の仲介を行いました。</p> <p>和解の仲介の内容といたしましては、申立人が申立ての内容である①利用権設定期間の賃借料の納付と②農地の原状回復を被申立人に求め、被申立人がその申立てについて、いままでの経緯や現状では対応ができない理由を述べ弁明されましたが、申立人の切なる思いに対して、被申立人の誠意の希薄さが目立ち、和解には至りませんでした。</p> <p>つきましては、被申立人が今月末までに①利用権設定期間の賃借料の納付と②農地の原状回復について、具体的な計画内容を記した和解案を作成の上、仲介委員宛に提出してもらうこととし、審議継続について仲介委員で協議した結果、第2回の和解の仲介を開催することといたしました。</p> <p>被申立人により和解案が示された後に、申立人の意向を考慮した形で次の和解の仲介を開催するまでの間に、仲介委員が和解の折衷案を作</p>

<p>議 長</p>	<p>成し、次回の和解の仲介の場で申立人と被申立人に提示する予定です。 仲介委員といたしましては、申立人の切なる思いに応えられるように和解の成立に努めますが、もし、次回の和解の仲介でも不調となった場合は、審議継続について、和解の仲介の打切りも選択肢のひとつとして協議することになると思われます。 なお、次回の和解の仲介の結果につきましては、改めてご報告させていただきます。以上で、和解の仲介の経過と今後の予定について報告を終わります。</p> <p>仲介委員の皆様には、本当にご苦労いただいております。ただ今、12番委員より報告がございましたが、なにか発言のある方はございませんか。ないようでしたら、報告ですのでこれで終わります。 他にございませんか。 それでは、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>○活動記録簿の記入について説明 ○基盤整備に伴う農地集積について説明とお願い</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。 それでは以上をもちまして、平成29年度第7回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
<p>事務局長</p>	<p>姿勢を正してください。 一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____